

【フランス】全国スポーツ機構とオリンピックの組織に関する法律の制定

国会レファレンス課 奈良 詩織

* 2019年8月1日、スポーツの振興を担う全国スポーツ機構の設立及び2024年のオリンピック・パラリンピック競技大会の運営等について定める法律第2019-812号が制定された。

1 法律制定の経緯

2024年のオリンピック・パラリンピック競技大会は、フランスの首都パリで開催される。その準備のために、まず、大会全体に関わる法律である「2024年のオリンピック・パラリンピック競技大会の組織に関する2018年3月26日の法律第2018-202号」¹が制定された。次に、2019年6月12日に、追加の法整備を行うための法案が、政府からフランス議会上院に提出された。同法案は、「全国スポーツ機構の設立及び2024年のオリンピック・パラリンピック競技大会の組織に関する諸規定についての2019年8月1日の法律第2019-812号」²として制定され、翌2日に公布された。この法律は全4か条から成り、中心となる規定は、オリンピック種目を含むトップレベルのスポーツの強化を任務の一つとする「全国スポーツ機構 (Agence Nationale du Sport)」に関する第3条である。その他、2024年大会の運営等について規定された。

2 全国スポーツ機構についての規定 (第3条)

(1) 同機構の設立と法律への位置付け

同機構の前身である「国立スポーツ振興センター (Centre National pour le Développement du Sport)」³は、その組織と意思決定プロセスが複雑で、予算の使用も非効率であったため、2013年に会計検査院 (Cour des comptes) が機構改革を提案していた。競技力向上のためには自律的組織への改組が有効というスポーツ省の考えもあり、①国、②オリンピック関連団体を中心とするスポーツ団体、③地方公共団体及び④企業の4者が共同運営する、簡素化された公益団体 (Groupement d'intérêt public)⁴として、2019年4月20日のスポーツ省のアレテ (省令)⁵により、同機構が発足した。

さらに、設立に際して、コンセイユ・デタ (国務院) から、①同機構の業務が国の政策の一環をなすため、国との関係の明確化が必要である、②同機構の財源の大半が国費で賄われている点について、通常の公益団体の定義に合致していない、といった意見が示されたことから、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年12月3日である。

¹ Loi n° 2018-202 du 26 mars 2018 relative à l'organisation des jeux Olympiques et Paralympiques de 2024. <<http://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000036742943/>> 開催都市契約の条項に関する規定 (第1章)、土地等の整備、都市計画、環境、住宅及び交通に関する規定 (第2章)、大会の安全に関する規定 (第3章)、倫理及び公正に関する規定 (第4章) を定める。

² Loi n° 2019-812 du 1er août 2019 relative à la création de l'Agence nationale du sport et à diverses dispositions relatives à l'organisation des jeux Olympiques et Paralympiques de 2024. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000038864110/>>

³ スポーツ担当省の管轄下に置かれた行政的公施設法人 (établissement public à caractère administratif)。

⁴ 少なくとも1つの公法上の法人を含む複数の法人によって構成される法人で、定められた期間、法律の定める研究開発、スポーツ、文化などの特定の領域での活動を共同で行うこと、あるいはそのための施設を管理することを目的とする。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.260。

⁵ Arrêté du 20 avril 2019 portant approbation de la convention constitutive du groupement d'intérêt public dénommé « Agence nationale du sport ». <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/arrete/2019/4/20/SPOV1911890A/jo/texte>>

これらを踏まえて、公益団体としての同機構がスポーツ法典⁶の中に位置付けられた。

(2) スポーツ法典への追加条項の主な内容

(a) 任務（スポーツ法典 L.第 112-10 条）

同機構は、国との間で締結される「目標に関する協定（Convention d'objectifs）」に基づき国の政策の一環として、全ての者のスポーツへのアクセスを促進し、オリンピック種目を含むトップレベルのスポーツと競技力向上を支えるために、関連団体等に対する支援を行う。

(b) 理事会の構成（スポーツ法典 L.第 112-17 条）

同機構の理事会のメンバーには、フランス議会の上院と下院から各 2 名の国会議員を含める。2020 年 1 月 1 日から、理事会の構成は男女同数であることが求められる。

(c) 財源（スポーツ法典 L.第 112-11 条）

同機構の財源は、主に、①宝くじ売上金、②スポーツくじ売上金及び③スポーツイベント・競技会のテレビ放映権に関して主催者が獲得する収入から、それぞれ一定割合の公的拠出金を配分することにより賄われる。

3 その他の規定

(1) 2024 年大会関係者の専用道路設置のオルドナンス（行政立法）追認（第 1 条）

前述の 2018 年 3 月 26 日の法律第 2018-202 号の授權に基づき制定された「2024 年オリンピック・パラリンピック競技大会のための専用道路及び交通取締りに関する 2019 年 3 月 20 日のオルドナンス第 2019-207 号」⁷を承認する⁸。このオルドナンスは、2024 年 7 月 1 日から同年 9 月 15 日までの間で必要とされる期間に、競技会場が配置される県とその隣接県における、大会関係者のための専用道路の設置を定めたものである。

(2) 2024 年大会に関する訴訟手続の整理（第 2 条）

裁判手続の簡素化・迅速化を図るため、県における国の代表者（国の出先機関の長）からの 2024 年大会関連の市町村の都市計画等に関する提訴は、パリ行政控訴院が第一審かつ終審として裁判することを定める。

(3) オリンピック・マーケティング・パートナーの選定手続に関する要件（第 4 条）

オリンピック・マーケティング・パートナー⁹による行政財産（Domaine public）¹⁰の使用が適正なものとなるよう、公平性と透明性を保証し、広く周知されたパートナー選定手続を、フランスオリンピック委員会と大会組織委員会が実施すべきことを規定する。

参考文献

- Stéphane Testé, *Assemblée Nationale Rapport*, n° 2128, 2019.7.10. <http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/ion-cedu/115b2128_rapport-fond.pdf>
- Claude Kern, *Sénat Rapport*, n° 597, 2019.6.26. <<https://www.senat.fr/rap/118-597/118-5971.pdf>>

⁶ Code du sport. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071318>

⁷ Ordonnance n° 2019-207 du 20 mars 2019 relative aux voies réservées et à la police de la circulation pour les jeux Olympiques et Paralympiques de 2024. <https://www.legifrance.gouv.fr/download/file/a59Mf5PQPwpyDeQb5EfdxGx6r4P18vJHyqHJfg_15Gk=JOE_TEXTE>

⁸ フランス第 5 共和国憲法第 38 条は、法律事項に属することに於て政府が定めるオルドナンスは、所定の期間内に追認のための法律案が政府から議会に提出されなければ失効するとされている。

⁹ 開催都市契約により定められる、オリンピック関連のマーケティング権が付与されるスポンサー企業。①国際オリンピック委員会が選定する企業（TOP（The Olympic partner）、ワールドワイドパートナー）と、②大会ごとに各国のオリンピック委員会と大会組織委員会が選定する企業（ゴールドパートナー、オフィシャルパートナー等）に分かれる。第 4 条は、②の企業の選定手続に関する要件を定める。

¹⁰ 公用等に充当され、固有の法原則に服する財産により構成される国の公有財産。山口 前掲注(4), pp.58, 179.